

3 水質汚濁

3. 水質汚濁

水質汚濁の原因には、工場・事業場からの排水及び生活排水等があります。

工場・事業場排水については、法令等により規制がなされた結果、特に都市型河川の汚濁は、生活排水による影響が大きいことが判明し、この対策が重要な課題となっていました。

本市の河川も同様であったため、国((旧)建設省)、東京都、千葉県、流域自治体(松戸市、柏市、流山市)、地域住民代表等が一体となり、良好な水環境を創出するため、西暦2000年を目標として「水環境改善緊急行動計画(江戸川中流部及び坂川清流ルネッサンス21計画)」を策定しました。更に平成22年度を目標に「第二期水環境改善緊急行動計画(江戸川・坂川清流ルネッサンスⅡ)」を策定し、約17年にわたり各種事業に取り組んできた結果、目標は達成されたところです。

今後も本市では、法に基づく市内の工場・事業場の排水規制はもとより、下水道の整備及び市民への啓発事業等対策を実施していきます。

(1) 環境基準

河川の環境基準は、水質保全行政の目標として、達成維持されることが望ましい基準として定められています。

市内の河川で環境基準の水域類型指定がなされているのは、江戸川、坂川、新坂川及び国分川であり、その指定状況は次のとおりです。

ア. 生活環境に係る環境基準と水域類型指定状況

(ア) 生活環境の保全に関する環境基準 河川

項目／類型	AA	A	B	C	D	E
環境基準	水素イオン濃度(pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下
	浮遊物質量(SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100 mg/L 以下 ゴミ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量(DO)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌数	20 CFU /100 mL 以下	300 CFU /100 mL 以下	1,000 CFU /100 mL 以下		
流域河川の指定水域		江戸川上流 (栗山取水口より上流)		大津川 (全域)		坂川 (赤坂樋門より上流) 新坂川 国分川 (全域)
設定年月日		S45.9.1		S50.1.21		S48.7.31
河川の状態	イワナ・ヤマメが棲める	サケ・アユ が棲める	コイ・フナ が棲める	ドジョウが棲める		

(イ) 水生生物の保全に係る環境基準 河川

項目／類型	生物 A	生物特 A	生物 B	生物特 B	
水生生物の生息状況の適応性	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	
環境基準	全亜鉛 ノニルフェノール 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03 mg/L 以下 平成 15 年 11 月 5 日 環境省告示第 123 号			
		0.001 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下 平成 24 年 8 月 22 日 環境省告示第 127 号	
流域河川の指定水域	0.03 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下 平成 25 年 3 月 27 日 環境省告示第 30 号	
			江戸川、坂川(赤坂樋門より上流)、新坂川(全域)、国分川(全域)、大津川(全域)		

(ウ) 人の健康の保護に関する環境基準

(単位 : mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム ※	0.02 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ふつ素	0.8 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ほう素	1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下

※ 令和 4 年 4 月 1 日より適用

(2) 環境基準との比較

令和4年度の水質測定結果によると、市内河川の3地点（坂川（弁天橋）、新坂川（さかね橋）及び国分川（秋山弁天橋））は全て環境基準に適合しています。

江戸川（国土交通省管理）の（ア）生活環境項目の代表的な指標のBODも、75%値において環境基準に適合しています。

BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準適合状況（単位：mg/L）

河川名	測定地点	水質類型	BOD (75%値) 環境基準	測定年度	BOD		
					最小 ～最大	平均値	75%値
江戸川	矢切取水場	A	2 mg/L 以下	R3	0.9～2.6	1.6	2.0
				R4	0.5～2.6	1.4	1.6
坂川	弁天橋	E	10 mg/L 以下	R3	0.9～5.5	2.1	2.1
				R4	0.8～4.5	1.9	2.1
新坂川	さかね橋	E	10 mg/L 以下	R3	1.3～8.4	2.5	2.2
				R4	1.2～3.0	2.1	2.4
国分川	秋山 弁天橋	E	10 mg/L 以下	R3	2.8～8.8	6.0	7.6
				R4	2.8～9.5	5.9	7.8

(注釈)・平均値：日間平均値の年間平均値。

・75%値：環境基準の評価は、75%値をもって比較します。

（n個の日間平均値を水質のよい順に並べた時、n×0.75番目に入る数値）

・矢切取水場の数値は国土交通省『水文水質データベース』より、年度毎に再計算。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の汚れを微生物が分解するときに消費する酸素の量をいいます。

数値が大きいほど汚れが多いと評価します。

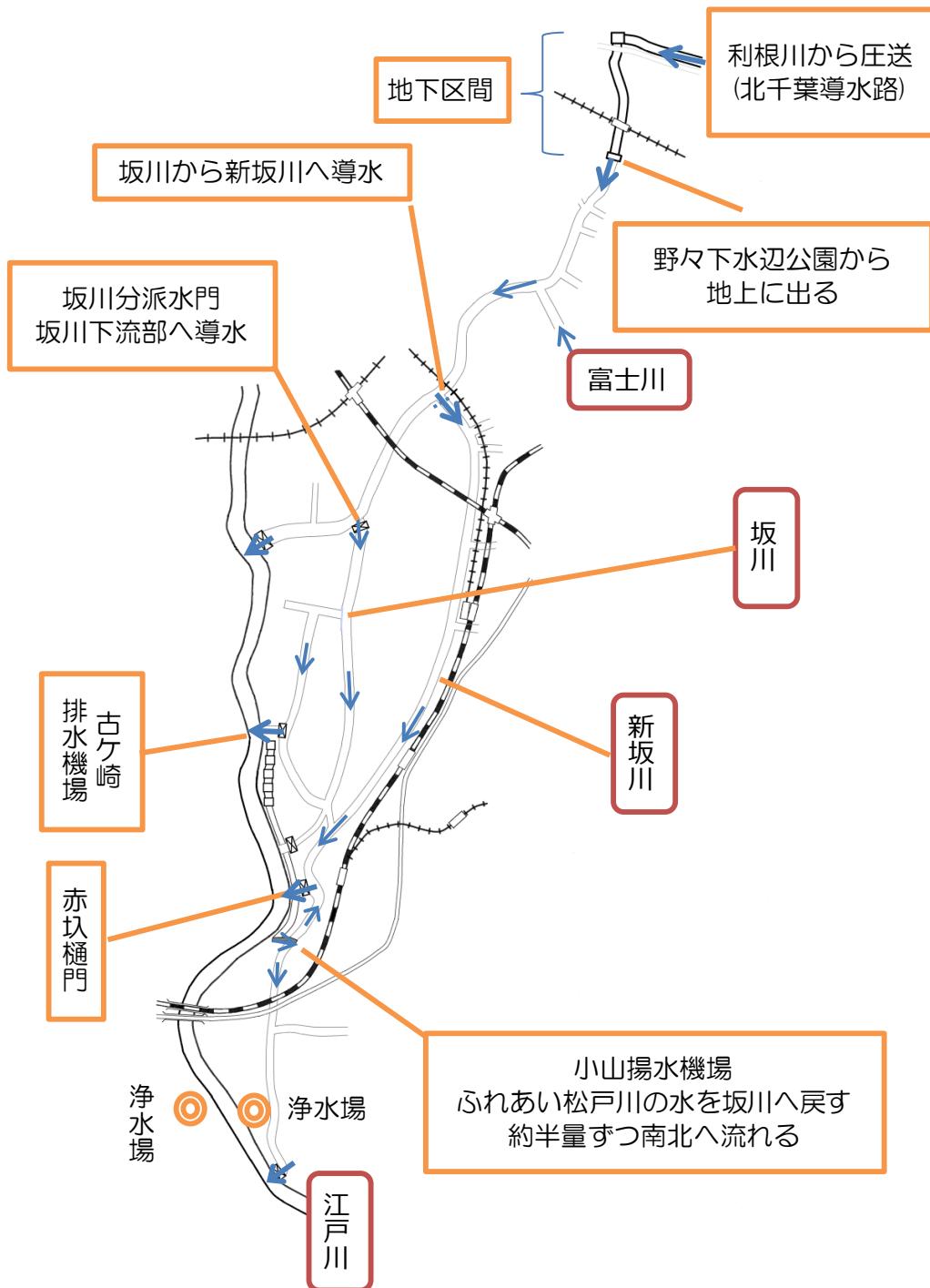
(3) 市内河川の現況

本市の主要河川は、江戸川本川、坂川水系及び国分川水系に大別されます。このうち江戸川を除く各河川は中小規模で流量が少なく、市内の生活排水、工場・事業場排水等を集水し江戸川に流出していましたが、坂川水系は清流ルネッサンス計画推進により流況が変わりました。

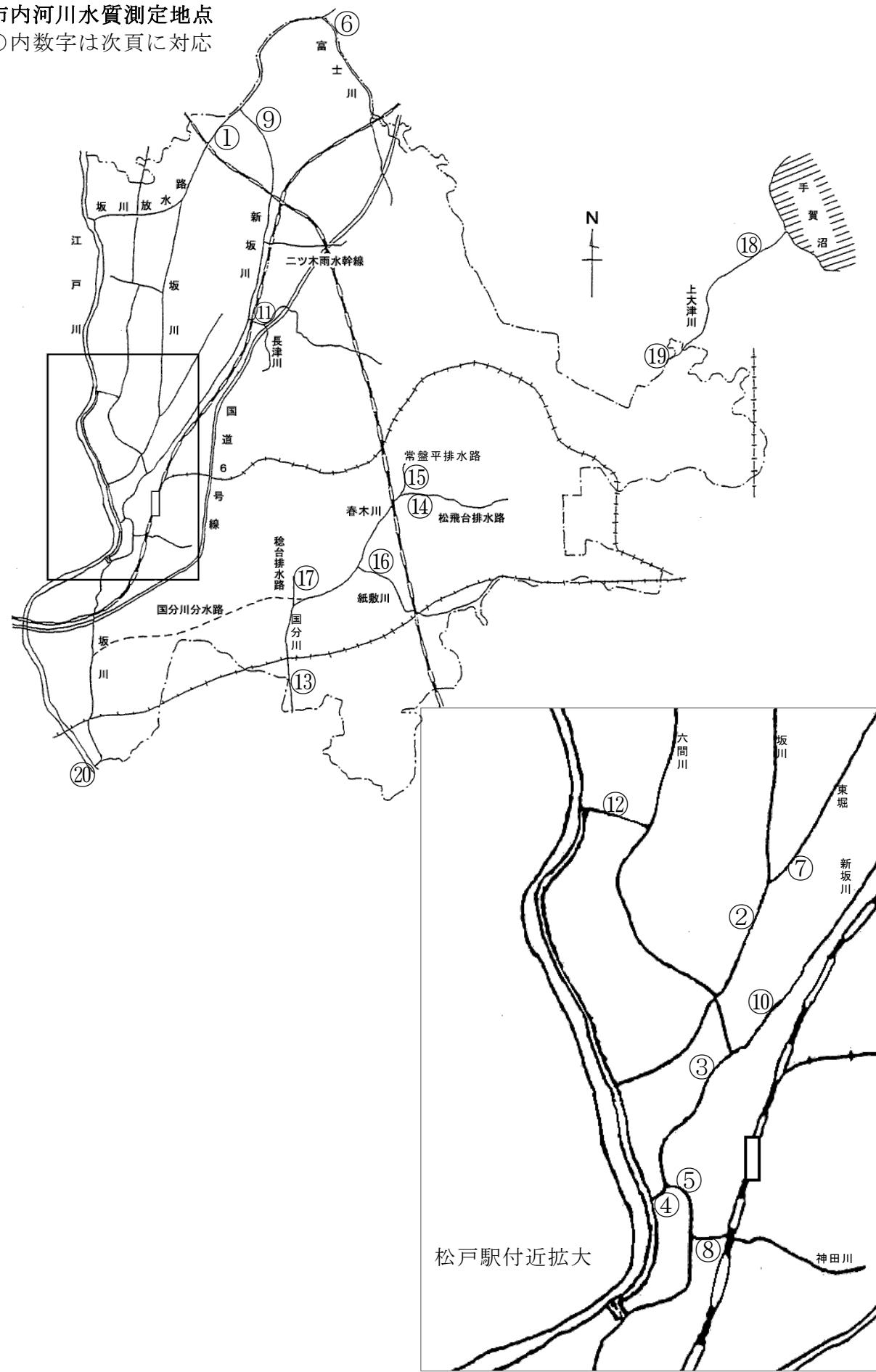
市内の汚れた水を浄水場の下流から流すため、古ヶ崎、樋野口、赤坂の樋管・堰によって市内河川と江戸川を分離し、すべての水を古ヶ崎に集めました。それらの水は古ヶ崎浄化施設で汲み上げられ、浄化された水は流水保全水路を流れたのち、小山揚水機場から坂川に汲み上げられ、柳原から江戸川に合流します。また、小山揚水機場で汲み上げられた水の一部は松戸方向へ還元されます。

上記が清流ルネッサンス以降の流れですが、現況は施設の老朽化が進み古ヶ崎、赤坂の堰が故障・倒伏しており、流水保全水路に流入せず古ヶ崎、赤坂から直接江戸川に流入しています。つまり、清流ルネッサンス以前の流れに近い状況になっています。（次ページに図を示します）

坂川の流況



市内河川水質測定地点
○内数字は次頁に対応



水質【BOD(75%値)】経年変化 ※地点は前ページ参照

(単位: mg/L)

水系	河川名(測定地点)	年度		S55	S60	H2	H7	H30	R1	R2	R3	R4
		年	月									
坂川水系	坂川	①	大谷口新田	40	—	26	4	1.5	1.5	1.7	2.3	2.2
		②	弁天橋	34	19	16	20	3.8	2.7	2.3	2.1	2.1
		③	根本橋	—	—	—	—	3.0	3.2	2.6	2.4	2.7
		④	赤坂樋門	45	47	19	14	2.8	2.4	2.7	1.9	2.2
		⑤	菰橋	98	63	41	18	2.2	2.9	1.7	2.0	1.7
	支川	⑥	富士見橋	—	—	—	28	2.4	1.1	2.3	1.4	1.6
		⑦	東堀流末	30	19	29	22	31	30	25	25	15
		⑧	神田川流末	—	—	67	24	1.8	3.5	2.2	1.9	2.5
	新坂川	⑨	新坂川	—	—	—	29	1.5	1.8	1.7	1.9	2.0
		⑩	さかね橋	54	30	28	19	4.4	2.9	2.7	2.2	2.4
	支川	⑪	長津川流末	—	—	53	47	4.3	5.4	3.4	3.7	10
	六間川	⑫	古ヶ崎排水機場	—	16	14	15	3.1	2.3	2.7	2.7	2.1
国分川水系	国分川	⑬	秋山弁天橋	51	37	25	27	7.8	8.2	8.0	7.6	7.8
		⑭	松飛台排水路流末	110	51	73	52	7.8	8.2	5.7	3.0	2.8
		⑮	常盤平排水路流末	27	29	23	30	18	20	32	19	17
		⑯	紙敷川流末	26	20	22	17	6.3	6.6	6.3	4.8	4.3
		⑰	稔台排水路流末	100	61	52	63	35	17	5.9	11	4.9
大津川	大津川	⑱	上沼橋	—	—	—	—	3.6	2.3	2.9	2.5	2.3
		⑲	上大津川 (クリーンセンター横)	—	68	84	49	5.5	3.6	2.3	2.1	1.9
江戸川水系	江戸川	—	流山橋	—	—	—	—	1.1	1.0	1.5	1.2	1.4
		⑳	矢切取水場	—	—	—	—	1.1	1.0	2.0	2.0	1.6
		—	江戸川水門上	—	—	—	—	1.9	1.6	3.2	2.2	1.7
		—	東西線鉄橋下	—	—	—	—	4.2	2.1	4.3	3.6	3.1

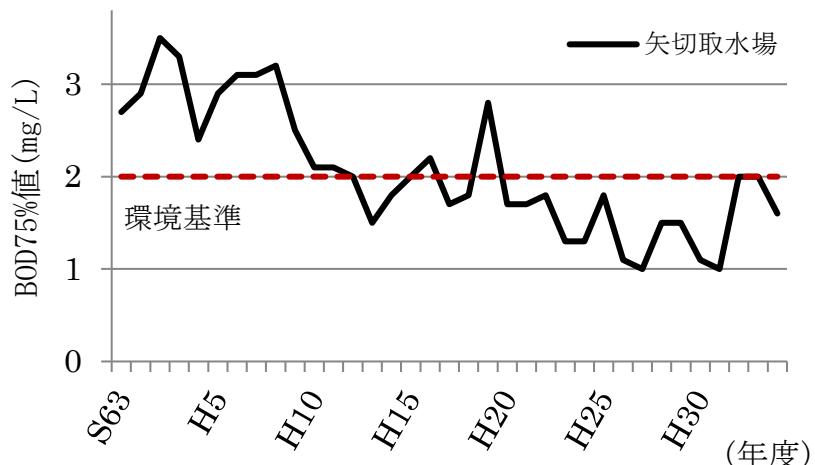
(注釈)・江戸川水系の各測定地点は国土交通省及び東京都調査による。

- ・①、⑥、⑨の測定地点は、平成9年度以降国土交通省(旧建設省)調査による。
- ・⑯上沼橋は柏市調査による。
- ・支川とは支川及び排水路をいう。
- ・⑰は、栗山浄水場取水口の位置及び測定地点名が平成19年度から変更となった。
- ・⑤の測定地点は、昭和60年度までは春雨橋。

ア. 水質（BOD）の状況

（ア）江戸川

江戸川は、茨城県と千葉県の県境で利根川から分派し、埼玉、千葉、東京の都県境を流下し、東京湾に注ぐ延長約60kmの一級河川で、古くから農業及び水産用水源として利用され、近年では上水道、工業用水道源としての重要な河川です。



（イ）坂川

坂川は、本市に隣接する流山市、柏市の上流域を水源として流下し、流域面積は約36km²で市域のほぼ58%を占めます。幸谷橋地先で放水路と分岐し市内を流下し古ヶ崎排水機場から浄化施設に流入します。

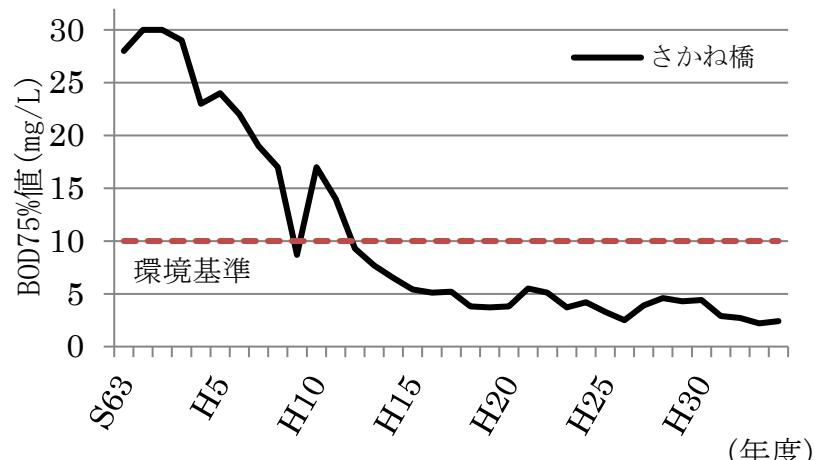
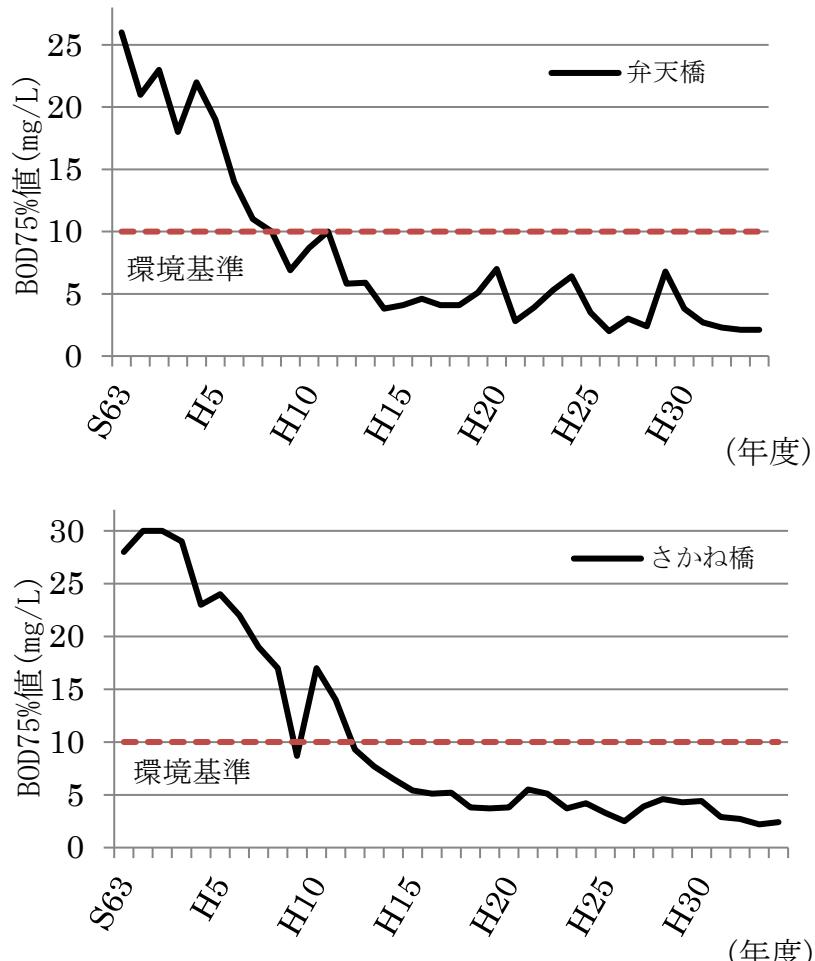
古くは、農業用水として利用されていましたが、近年では住宅地域からの生活排水及び工場排水の排出河川と化し、特に生活排水による水質汚濁が問題とされてきました。

また、江戸川に直接流れ出る坂川の水は千葉県、東京都の浄水場の取水口の近くにあるため、その水質は常に人々の関心のあるところです。

このため、国・県及び流域自治体は「江戸川・坂川清流ルネッサンス事業」

として江戸川、坂川の水質を改善するため、河川浄化施設や流水保全水路を整備し、対策を講ずるとともに、坂川流域での水循環の健全化を図るよう努力してまいりました。

坂川（弁天橋）及び新坂川（さかね橋）の水質経年変化を見ると、上記施策の他に生活排水等の対策として下水道の整備及び啓発活動等の効果が現れ、環境基準を達成しています。



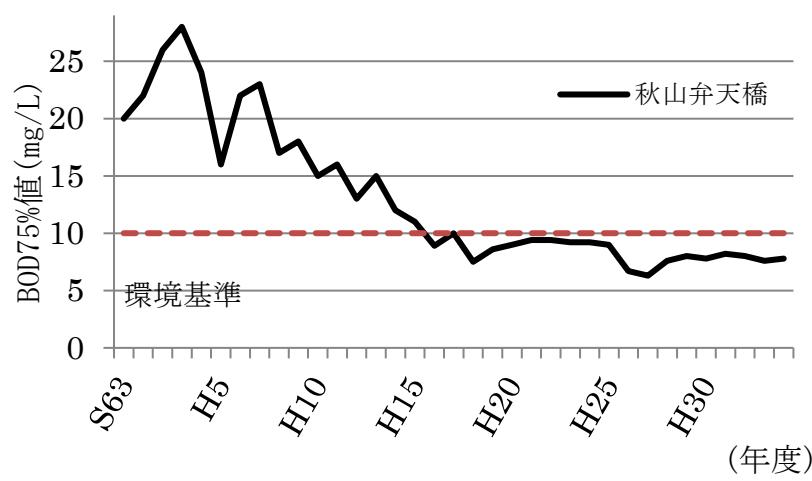
(ウ) 国分川

国分川は、五香地域を水源とし、流域面積は約 21 km^2 で市域の約34%を占めています。

松飛台工業団地、稔台工業団地、金ヶ作終末処理場、東部クリーンセンターの排水及び周辺の家庭からの排水が集まり、下流の市川市を経て江戸川と東京湾に至ります。

平成18年度以降は継続して環境基準に適合しています。このことについては、河川汚濁の主な原因である生活排水の対策として、下水道の整備及び合併処理浄化槽の推進による汚濁負荷の軽減があげられます。

また、河川における環境に配慮した護岸等の整備（多自然川づくり）により、徐々に河川の自浄化能力が回復し、環境基準を達成したものと推定されます。



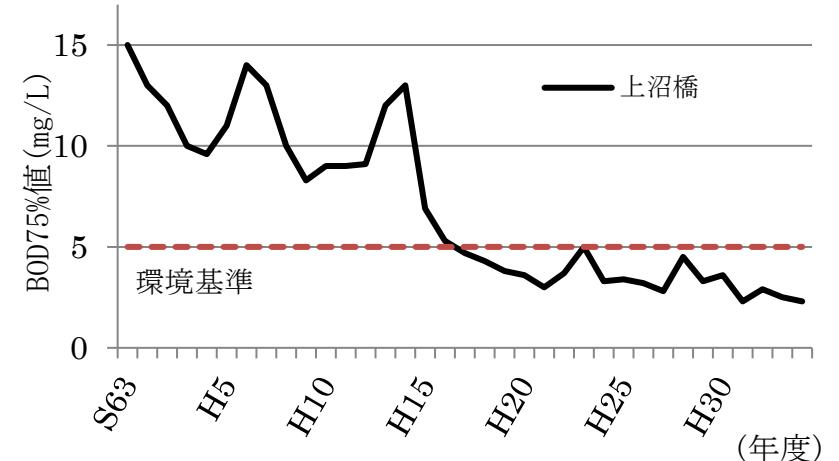
(エ) 大津川

大津川は、鎌ヶ谷市、柏市の行政区域を流下し、手賀沼に注ぐ流路延長8.5kmの一級河川です。

本市でも六高台及び五香地区等の一部地域が大津川の流域に入っています。市域の流域面積は約4km²で、その排水が大津川に流出しています。

また、大津川の流出先である手賀沼は、昭和30年代以降、主に生活排水の急激な増加により二次汚濁が起こって富栄養化が進行し、近年は改善傾向にあるものの、全国でも汚濁が進んでいる湖沼です。

このため、国、千葉県及び流域自治体では、手賀沼への浄化用水の導入等の水質浄化事業を推進しています。



イ. ダイオキシン類の状況

本市では、ダイオキシン類の測定について、平成13年から千葉県ダイオキシン類測定計画に基づき市内公共用水域の水質及び底質の測定を実施しています。

ダイオキシン類調査結果（公共用水域）（C o - P C B 含む）

測定地点	種類		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
坂川・弁天橋	水質	市	0.19	0.24	0.10	0.099	0.048
	底質	市	11	5.2	17	4.7	11
新坂川・さかね橋	水質	市	0.084	0.16	0.16	0.18	0.054
	底質	市	0.45	0.77	1.1	1.2	0.86
環境基準		水質 1 pg-TEQ/L 以下 (H12.1.15～) 底質 150 pg-TEQ/g 以下 (H14.9.1～)					

(注釈)・環境基準の()内は適用年月日

※単位 水質 pg-TEQ/L

底質 pg-TEQ/g

令和4年度は、上の表に示すとおり坂川・弁天橋及び新坂川・さかね橋の2地点について調査しましたが、水質及び底質とも環境基準値に適合しました。

(4) 工場・事業場の発生源の規制

工場や事業場が原因となる水質汚濁は、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び千葉県環境保全条例に基づき、排水が健康や生活環境に被害を与えるおそれがある特定施設に対して、その排水の規制を行っています。

ア. 届出状況

水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法に基づく特定事業場の届出状況は、令和5年3月末現在 244 事業場でその内訳は下記のとおりです。そのうち、排水量が 30 m³/日以上または有害物質を扱う規制対象となる事業場数は 61 事業場で、全体の 25% を占めています。

特定事業場の種類をみると、洗濯業が 20%、自動式車両洗浄施設が 24%、し尿処理施設（指定地域特定施設を含む）が 17%、旅館業が 6%、試験研究機関が 5%となっています。これら 5 業種で全体の 72%を占めています。

また規制対象事業場の 50%がし尿処理施設（指定地域特定施設を含む）で、試験・研究・検査機関が 22%、洗濯業が 17%、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等による洗浄施設が 14%となっており、これら 4 施設で規制対象事業場数の 61%を占めています。

令和4年度水質汚濁防止法及び湖沼法特定事業場数

政令号番号	特定施設 〔業種〕	事 業 場 数	令和4 年度 事業場 数増減		規 制 対 象 事 業 場 数	50 m ³ ／ 日 以 上	規 制 対 象 外 事 業 場 数	排水先				
			増	減				江 戸 川 本 川	坂 川	国 分 川	大 津 川	下 水 道
8	パン・菓子及び製あん業	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
10	飲料製造業	3	0	0	2	2	1	0	2	0	0	1
16	麵類製造業	2	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1
17	豆腐・煮豆製造業	9	0	2	0	0	9	0	4	1	1	3
18 の 2	冷凍調理食品製造業	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
19	繊維製品加工業	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
23 の 2	印刷業等	6	0	0	1	1	5	0	1	4	0	1
37	石油化学工業	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
47	医薬品製造業	3	0	0	1	0	2	0	0	3	0	0
53	ガラス製品製造業	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
55	生コンクリート製造業	3	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0

政令号番号	特定施設 〔業種〕	事業場数	令和4年度 事業場数増減		規制対象事業場数 50m ³ ／日以上	規制対象外事業場数	排水先					
			増	減			江戸川本川	坂川	国分川	大津川	下水道	
63	金属製品機械器具 製造業	4	0	0	1	1	3	0	0	3	0	1
64の2	水道施設	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
65	酸又はアルカリによる 表面処理施設	8	0	0	4	2	4	0	3	5	0	0
66	電気めっき施設	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1
66の3	旅館業	15	0	5	0	0	15	0	1	1	0	13
66の5	弁当製造業	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0
66の6	飲食店	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1
67	洗濯業	49	6	19	6	3	43	0	1	17	2	29
68	写真現像業	5	1	1	3	0	2	0	0	0	1	4
68の2	病院	5	0	0	3	2	2	0	2	0	0	3
71	自動式車両洗浄施設	58	1	2	1	1	57	0	12	16	1	29
71の2	試験・研究・検査機関	11	0	0	8	0	3	0	0	3	0	8
71の3	一般廃棄物処理施設	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
71の4	産業廃棄物処理施設	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
71の5	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン 等による洗浄施設	5	0	0	5	0	0	0	0	2	0	3
72	し尿処理施設	10	0	1	8	7	2	0	1	9	0	—
73	下水道終末処理施設	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	—
指	指定地域特定施設	32	1	6	10	3	22	0	11	21	—	—
計		244	9	36	61	26	183	0	43	92	5	104

イ. 立入検査

規制対象事業場の排水基準遵守状況を把握するため隨時立入検査を実施し、汚水処理状況等の報告を求めるとともに、特定施設の使用状況、汚水の処理状況などを確認しています。なお、排水基準違反事業場に対しては排水処理施設等の改善を指導するとともに、改善後、再度立入検査を実施し、改善措置状況を確認しています。

令和4年度、立入検査を行った事業場の延べ数は99事業場（うち4事業場水質汚濁防止法外）で、改善勧告等の措置を行った事業場は2事業場でした。

事業場違反状況

年度	立入検査延べ事業場数	排水分析実施延べ事業場数	改善勧告等事業場数
平成 25	86	69	7
平成 26	78	66	10
平成 27	81	59	5
平成 28	70	59	9
平成 29	63	52	7
平成 30	71	57	4
令和元	74	54	6
令和 2	24	15	0
令和 3	73	47	4
令和 4	99	39	2

(5) 下水道の整備

本市における公共下水道の進捗は、普及率で 88.4%（前年度比 0.7%増加）、整備状況で 71.0%（前年度比 0.5%増加）です。

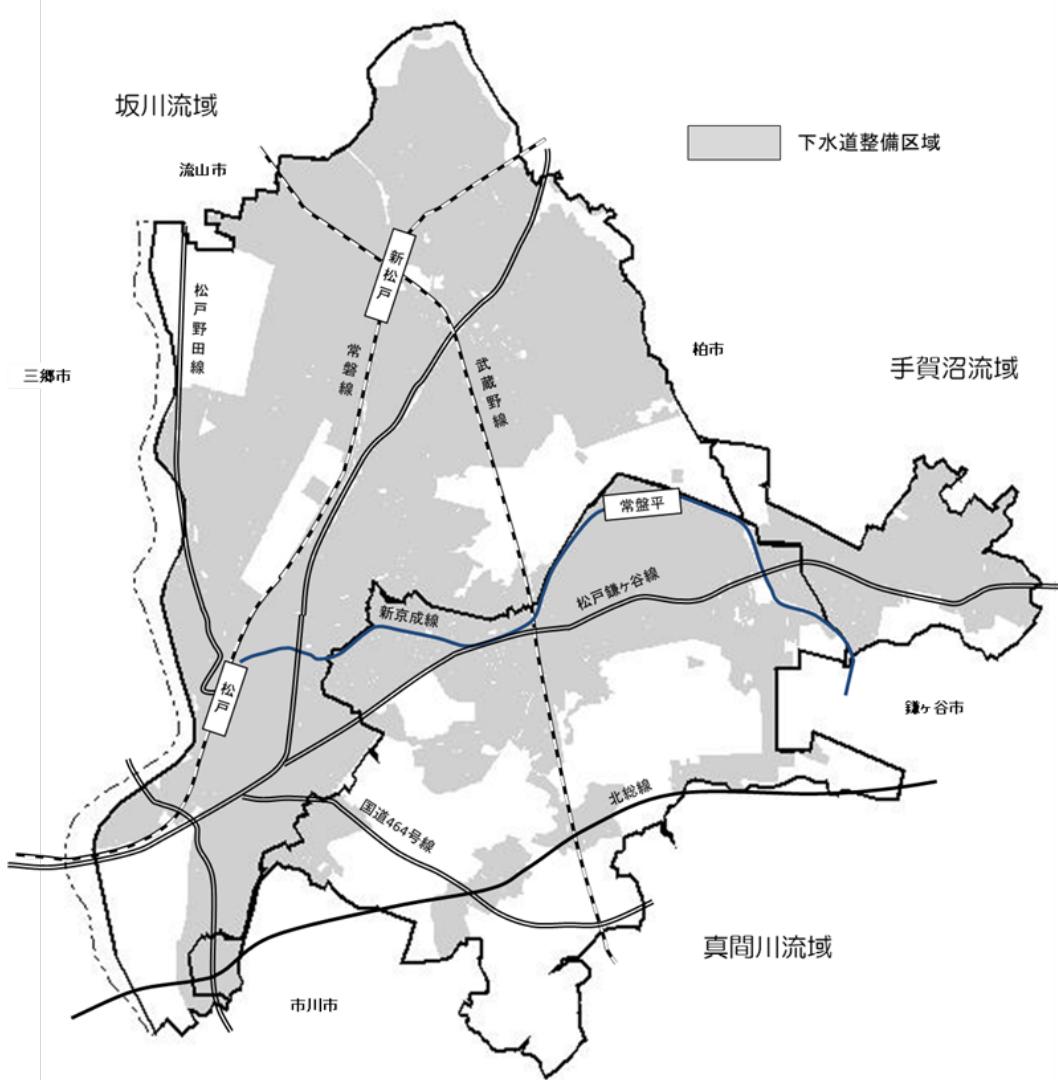
公共下水道の普及進捗状況

区分	計画		進捗状況				
	面積 (ha)	人口 (人)	処理面積 (ha)	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	整備状況 (%)
真間川系	2,007	141,100	1,110.80	150,602	122,465	81.3	55.3
坂川系	3,309	295,160	2,595.28	307,154	278,767	90.8	78.4
手賀沼系	404	40,740	355.10	39,586	38,380	97.0	87.9
合計	5,720	477,000	4,061.18	497,342	439,612	88.4	71.0

(注釈)・令和 5 年 3 月 31 日現在

- ・行政人口：令和 5 年 3 月末 住民基本台帳による
- ・普及率＝処理人口／行政人口
- ・整備状況＝処理面積／計画面積

下水道整備状況概略図



(6) 河川の直接浄化対策

本市・県・国では河川直接浄化対策として、下記の事業を実施してまいりましたが、現在は二ツ木浄化施設以外は全て休止となっております。

浄化施設の設置

松戸市施工・松戸市管理

No.	施設名称	場所	浄化方法	完成年度
1	小山 浄化施設	松戸市小山	曝気付礫間接触酸化法 浄化水量 1,500 m ³ /日	平成 2 年度 (休止中)
2	神田川上流 浄化施設	松戸市松戸	曝気付プラスチック 接触酸化法 浄化水量 2,500 m ³ /日	平成 3 年度 (休止中)
3	矢切新田堀 浄化施設	松戸市上矢切	曝気付プラスチック 接触酸化法 浄化水量 1,000 m ³ /日	平成 4 年度 (休止中)
4	二ツ木 浄化施設	松戸市幸谷	曝気付プラスチック 接触酸化法 浄化水量 6,750 m ³ /日	平成 5 年度
5	小金清志町 浄化施設	松戸市新松戸	曝気付プラスチック 接触酸化法 浄化水量 864 m ³ /日	平成 12 年度 (休止中)

千葉県施工・松戸市管理

No.	施設名称	場所	浄化方法	完成年度
6	中根 浄化施設	松戸市中根	曝気付礫間接触酸化法 浄化水量 23,300 m ³ /日	平成 7 年度 (休止中)
7	大金平 浄化施設	松戸市横須賀	曝気付球状碎石接触酸化法 浄化水量 3,800 m ³ /日	平成 9 年度 (休止中)
8	富士川 浄化施設	松戸市東平賀	曝気付礫間プラスチック 接触酸化法 浄化水量 31,400 m ³ /日	平成 12 年度 (休止中)

国土交通省施工・国土交通省管理

No.	施設名称	場所	浄化方法	完成年度
9	古ヶ崎 浄化施設	松戸市古ヶ崎	曝気付礫間接触酸化法 浄化水量 216,000 m ³ /日	平成 10 年度 (休止中)

(7) 異常水質対策

ア. オイルフェンスの常設

市内の工場、事業場からの油流出事故による河川汚濁を最小限にとめるため、市内河川にオイルフェンスが常設されています。

オイルフェンスには、河川を流れるごみがかかってしまうので、油流出を防止する機能を維持するために定期的に清掃しています。

設置されている場所

新坂川 花郷橋
坂川 赤坂橋

オイルフェンス浮遊ごみ回収状況

年度	回収ごみ量
平成 30	16,840 kg
令和元	18,810 kg
令和 2	23,800 kg
令和 3	27,110 kg
令和 4	22,450 kg

イ. 松戸市異常水質の対応

異常水質発生件数

(件数)

年度	流域	内 容				計
		油・油膜	魚のへい死	着色水	その他	
平成 30	坂川	4	1	2	0	7
	国分川	0	0	0	0	0
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	4	1	2	0	7
令和元	坂川	4	0	1	0	5
	国分川	1	0	0	0	1
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	5	0	1	0	6
令和 2	坂川	2	0	1	0	3
	国分川	0	0	0	0	0
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	2	0	1	0	3
令和 3	坂川	4	0	1	0	5
	国分川	1	0	0	0	1
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	5	0	1	0	6
令和 4	坂川	3	0	0	0	3
	国分川	2	0	0	0	2
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	5	0	0	0	5

(8) 江戸川中流部及び坂川水環境改善緊急行動計画

(江戸川・坂川清流ルネッサンス)

江戸川中流部及び坂川は、流域の急激な都市化の進展に伴い水質汚濁が進み、東京都と千葉県の水道水源となっている江戸川中流部の各浄水場では、水質の悪化によりカビ臭やカルキ臭等の苦情がよせられ、水質の改善が急がれていました。

このような背景をもとに、建設省（現 国土交通省）、千葉県及び流域自治体の松戸市、柏市、流山市において、水質改善を図るため積極的に各種施策を講じてきました。そして、このような取り組みが認められ、平成5年7月に清流ルネッサンス21の対象河川に選定され、流域自治体である松戸市、柏市、流山市と河川管理者である千葉県、国土交通省、学識経験者及び地域住民代表と利水者の代表である東京都が一体となつた、「清流ルネッサンス21 江戸川・坂川地域協議会」を発足し、西暦2000年までに緊急的に水環境改善を図るための行動計画が策定され、各種事業の実施により、水質の状況はほぼ当初目標値を達成しました。また、平成22年度を目標に、水質及び水量を対象として、さらなる水環境の健全化を図るための第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスII）により、継続して行ってきたところです。

平成23年の最終地域協議会で、「江戸川中流部及び坂川河川網水環境復活宣言」が採択され、清流ルネッサンスによる水環境改善の成果とともに、さらなる良好な水環境を保つためには、引き続き現在の協力体制を維持していく必要があり、江戸川中流部及び坂川河川網の水環境を維持することを目的とし、『江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会』を設立し活動しています。

ア. 江戸川・坂川清流ルネッサンスの主な経過

平成6年度	第1回地域協議会
平成8年度	清流ルネッサンス21計画策定
平成12年度	清流ルネッサンス21目標年度
平成13年度	清流ルネッサンスII計画検討
平成14年度	清流ルネッサンスII計画策定
平成22年度	清流ルネッサンスII目標年度
平成23年度	第18回地域協議会（最終） 江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会設立
令和2年度	江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会

イ. 江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会

設立：平成24年2月8日

構成メンバー：国土交通省・江戸川河川事務所、千葉県、柏市、流山市、松戸市、
千葉県水道局、独立行政法人都市再生機構

期間：平成24年2月から